

新型インフルエンザ等対策有識者会議 新型コロナウイルス感染症対策分科会 資料集

第 25 回（2021 年 2 月 25 日）

目 次

1. 議事次第	2
2. 緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言（案）	3
3. 今後のイベント開催制限等のあり方について	11
4. 緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言	17
5. 議事録	25

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第25回） （持ち回り開催）

日時：令和3年2月25日（木）

議 事 次 第

1. 議 事

- （1）新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言について
- （2）その他

（配布資料）

- | | | |
|-----|------------------------------------|------------|
| 資料1 | 緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言（案） | （分科会長提出資料） |
| 資料2 | 今後のイベント開催制限等のあり方について | （内閣官房提出資料） |
| 資料3 | モニタリング検査の実施について | （内閣官房提出資料） |

緊急事態宣言解除後の地域における リバウンド防止策についての提言（案） 令和3年2月25日（木）

尾身構成員提出資料

はじめに

- 緊急事態宣言解除後の最重要課題は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大（リバウンド）を生じさせないことである。
- 緊急事態宣言が解除されると、社会の雰囲気として感染防止策が疎かになる懸念もある。
- この一年間で学んだ感染拡大の重要な契機として、
 - ①恒例行事（3月末の卒業旅行や歓送迎会・12月の忘年会）（第23回分科会提言参照）
 - ②感染源としての「見えにくいクラスター」（第16回分科会提言参照）
 - ③若年層や中年層を起点としての高齢者施設等への伝播等が挙げられる。
- 実際、昨年末には比較的若い年齢層を中心に忘年会等を通して急速な感染拡大に至ったと判断される。
- 緊急事態宣言の解除後、必要な対策を維持するとともに、リバウンドを防止するため、緊急事態宣言解除後の地域における対策として、以下の3点を提言させて頂きたい。
 - [Ⅰ] リバウンド防止のための日常生活の在り方
 - [Ⅱ] リバウンドの予兆の探知
 - [Ⅲ] 予兆への迅速な対応
- 緊急事態宣言が解除される都府県は、リバウンド防止のための本提言を参考にしながら、国と連携して、地域の実情に合わせた対策を迅速かつ機動的に実施して頂きたい。
- なお、緊急事態宣言の対象とならなかった地域も含めて、国は、経済・雇用・社会の活動に対して、支援を講じる必要がある。

[I] リバウンド防止のための日常生活の在り方

1. 国は、国民に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして

①「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」(別紙1)

②「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」(別紙2)

を周知して頂きたい。なお、緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域との間の往来の際にも、これらの事項に留意する必要があることを周知して頂きたい。

2. 国は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染対策に協力するよう周知して頂きたい。

3. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして、「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」(別紙3)を周知して頂きたい。また、国及び自治体は、飲食店の感染防止策を支援して頂きたい。

4. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけて頂きたい。

5. 国は、自治体に対して、ステッカーなどを用いた独自の認証制度の実施又は強化を促して頂きたい。

※今後、感染の状況等を踏まえ、適宜、見直していくものとする。

[Ⅱ] リバウンドの予兆の探知

1. 都府県は、様々な指標を用い、リバウンドの予兆を早期に探知して頂きたい。
2. 感染の状況が下げ止まりした都府県は、隠れた感染源を早期に同定するため、「深掘積極的疫学調査」を実施して頂きたい。
3. 国及び都府県は、地域によって感染リスクが高いと思われる集団・場所を中心に、いわゆる「モニタリング検査」として無症状者に焦点を当て、幅広くPCR等検査を実施（第2回及び第23回分科会提言参照）して頂きたい。
4. 都府県は、「高齢者施設職員に対する定期的な検査」（第23回分科会提言参照）を着実に実施して頂くとともに、国もその取組を支援して頂きたい。
5. 自治体は、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合には、その施設に対して、感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるように（第23回分科会提言参照）して頂きたい。
6. 国は、民間の自費検査施設等に対して、陽性者が確認された場合には、変異株の有無を調べるために、その検体等を国立感染症研究所等に提出するよう要請して頂きたい。その際、国は、国立感染症研究所等への人的支援を含めモニタリング体制を強化して頂きたい。

[Ⅲ] 予兆への迅速な対応

1. 上記Ⅱで感染拡大の予兆が確認された場合には、①都道府県は、国と連携し、重点的なPCR等検査や営業時間短縮要請等の必要な対策を行い、また、②必要な場合には、国は、当該都道府県に対して、まん延防止等重点措置を適用して頂きたい。

おわりに

- 緊急事態宣言が解除されると、人々の意識が変わり、感染防止策が疎かになり、リバウンドが誘発される懸念がある。
- 解除後のリバウンド防止には、国及び自治体のリーダーシップ、それに呼応した人々の協力が、緊急事態宣言中と同様、不可欠である。
- 変異株拡大への懸念やワクチン接種に関わる膨大な仕事量を考えると、今、正に社会を挙げてリバウンド防止に取り組むべきと考える。
- 本提言が参考になることを期待している。

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場(飲み会)を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分に、
適切な大きさの亚克力板も設置され、
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できれば、
同居家族以外では
いつも近くにいる4人まで。

外出はすいた時間と場所を選んで。

例えば、休日の混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。

花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体に検討。

今後のイベント開催制限等の あり方について

イベント開催制限の基本的な考え方について

✓ 段階的緩和の基本的な考え方

感染防止対策と経済社会活動の両立が求められる中、安全性を確認しながら、**段階的に緩和を実施**。

- 感染症対策の観点から、必要に応じ、**人の流れを抑制する一定の制限を要請**
- 飛沫飛散シミュレーションや実証等を踏まえた**エビデンスに基づく開催制限を設定**
- **ガイドライン等の継続的な改定・進化**とそれに基づく適切な要件の見直し

✓ 政府の基本方針（基本的対処方針）

- 「**対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける**」ことを**基本**。**地域の感染状況等を踏まえ、段階的に緩和**。

✓ 専門家の意見（分科会提言）

- 感染状況を踏まえ、以下の対応を提言。
〔 ステージⅡ → **開催制限（人数上限・収容率）を緩和**
ステージⅢ以上 → **慎重な対応** 〕
- 宣言解除後の措置はステージⅡになるまで**段階的に緩和**

✓ 国際的な動向

- 感染拡大している欧米では、厳格な開催制限を行っている国が多い。

今後の方向性

- 感染状況等を踏まえつつ、**エビデンス等に基づき、着実に進めていく**。

今後のイベント開催制限等のあり方について（案）

- イベント開催制限等については、現状の感染状況に鑑み、
 - 緊急事態宣言の解除地域は、基本的対処方針において「緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行う」とされていることから、解除後約1か月間の経過措置を設ける
 - その他都道府県のイベント開催制限は、当面4月末まで維持することとし、その間においても新たなエビデンスが得られ、収束傾向が継続している場合には要件のあり方を検討することとしてはどうか。

- ※1 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。

- ※2 イベント開催等は「新しい生活様式の定着」や「業種別ガイドラインの遵守」が前提。また、各都道府県においては、引き続き、業種別ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。

- ※3 引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。

イベント開催制限等の段階的緩和（案）について

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	20時まで
↓			
経過措置 (約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。	都道府県の判断 (飲食店の時短要請時間を 踏まえて判断)
↓			
その他都道府県	注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※5 必要な感染防止策（後記）が担保されることが前提。

これまでのイベント開催制限の変遷について

時期		収容率（注）	人数上限（注）
5月25日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
6月19日～ 7月9日	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
7月10日～ 9月18日	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
9月19日～ 今年2月末	大声なし	100%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） 〔・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等〕 （※）飲食を伴うが発声のない催物（映画館）は「大声なし」と取扱う。	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	大声あり	50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人と人との間隔（1m）（収容人数なし） 〔・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、 公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等〕 （※）食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。	

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

緊急事態宣言対象区域におけるイベント開催制限

収容率	人数上限	営業時間短縮
50%	5,000人	20時まで（働きかけ）

【目的】

- 緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたモニタリング検査を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆を早期探知、感染再拡大を防止

【実施場所】

- 繁華街・歓楽街、事業所、大学、空港、駅等
- 地域によって感染リスクが高いと思われる集団・場所を中心に、自治体からの提案、有識者の意見を踏まえ実施場所を決定、内閣官房ウェブサイトでも検査を希望する事業所等を募集

【検査等】

- 民間検査機関における唾液PCR検査または抗原定量検査
- 当分の間、継続的に検査を実施し、感染状況の推移を把握
- 陽性判定者は事前同意に従い医療機関を受診し、感染の有無を確定

【対象地域】

- 先行して緊急事態宣言が解除された栃木県については2月22日（月）から検査を開始（スポットで検査キットを交付する方式・団体検査方式）
- 他の10都府県についても検査場所の選定に向けた自治体との調整を順次行い、早期の開始を目指す
- このほか、北海道、沖縄での実施も検討

【規模】

- 段階的に検査数を拡大、1日1万件規模を目指す

緊急事態宣言解除後の地域における リバウンド防止策についての提言 令和3年2月25日（木）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

はじめに

- 緊急事態宣言解除後の最重要課題は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大（リバウンド）を生じさせないことである。
- 緊急事態宣言が解除されると、社会の雰囲気として感染防止策が疎かになる懸念もある。
- この一年間で学んだ感染拡大の重要な契機として、
 - ①恒例行事（3月末の卒業旅行や歓送迎会・12月の忘年会）（第23回分科会提言参照）
 - ②感染源としての「見えにくいクラスター」（第16回分科会提言参照）
 - ③若年層や中年層を起点としての高齢者施設等への伝播等が挙げられる。
- 実際、昨年末には比較的若い年齢層を中心に忘年会等を通して急速な感染拡大に至ったと判断される。
- 緊急事態宣言の解除後、必要な対策を維持するとともに、リバウンドを防止するため、緊急事態宣言解除後の地域における対策として、以下の3点を提言させて頂きたい。
 - [Ⅰ] リバウンド防止のための日常生活の在り方
 - [Ⅱ] リバウンドの予兆の探知
 - [Ⅲ] 予兆への迅速な対応
- 緊急事態宣言が解除される都府県は、リバウンド防止のための本提言を参考にしながら、国と連携して、地域の実情に合わせた対策を迅速かつ機動的に実施して頂きたい。
- なお、緊急事態宣言の対象とならなかった地域も含めて、国は、経済・雇用・社会の活動に対して、支援を講じる必要がある。

[I] リバウンド防止のための日常生活の在り方

1. 国は、国民に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして

①「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」(別紙1)

②「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」(別紙2)

を周知して頂きたい。なお、緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域との間の往来の際にも、これらの事項に留意する必要があることを周知して頂きたい。

2. 国は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するよう周知して頂きたい。

3. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして、「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」(別紙3)を周知して頂きたい。また、国及び自治体は、飲食店の感染防止策を支援して頂きたい。

4. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけて頂きたい。

5. 国は、自治体に対して、ステッカーなどを用いた独自の認証制度の実施又は強化を促して頂きたい。

※今後、感染の状況等を踏まえ、適宜、見直していくものとする。

[Ⅱ] リバウンドの予兆の探知

1. 都府県は、様々な指標を用い、リバウンドの予兆を早期に探知して頂きたい。
2. 感染の状況が下げ止まりした都府県は、隠れた感染源を早期に同定するため、「深掘積極的疫学調査」※を実施して頂きたい。
3. 国及び都府県は、地域によって感染リスクが高いと思われる集団・場所を中心に、いわゆる「モニタリング検査」として無症状者に焦点を当て、幅広くPCR等検査を実施（第2回及び第23回分科会提言参照）して頂きたい。
4. 都府県は、「高齢者施設職員に対する定期的な検査」（第23回分科会提言参照）を着実に実施して頂くとともに、国もその取組を支援して頂きたい。
5. 自治体は、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合には、その施設に対して、感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるように（第23回分科会提言参照）して頂きたい。
6. 国は、民間の自費検査施設等に対して、陽性者が確認された場合には、変異株の有無を調べるために、その検体等を国立感染症研究所等に提出するよう要請して頂きたい。その際、国は、国立感染症研究所等への人的支援を含めモニタリング体制を強化して頂きたい。

※PCR等検査や濃厚接触者等への“前向き積極的疫学調査”に加えて行う潜在的な感染源を同定するための“後ろ向き積極的疫学調査”。

[Ⅲ] 予兆への迅速な対応

1. 上記Ⅱでリバウンドの予兆が確認された場合には、①都府県は、国と連携し、重点的なPCR等検査や営業時間短縮要請等の必要な対策を行い、また、②必要な場合には、国は、当該都府県に対して、まん延防止等重点措置を適用して頂きたい。

おわりに

- 緊急事態宣言が解除されると、人々の意識が変わり、感染防止策が疎かになりやすく、リバウンドが誘発される懸念がある。
- 解除後のリバウンド防止には、国及び自治体のリーダーシップ、それに呼応した人々の協力が、緊急事態宣言中と同様、不可欠である。
- 変異株拡大への対応やワクチン接種に関わる膨大な業務量を考慮すると、保健所や医療機関、地方衛生研究所、自治体等への負荷を可能な限り軽減しておきたい。今、正に社会を挙げてリバウンド防止に取り組むべきと考える。
- 本提言が参考になることを期待している。

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場(飲み会)を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分に、
適切な大きさの亚克力板も設置され、
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、
同居家族以外では
いつも近くにいる4人まで。

外出はすいた時間と場所を選んで。

特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。

花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第25回 持ち回り開催）
議事概要

1 日時

令和3年2月25日（木）

2 出席者

分科会長	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
分科会長代理	脇田 隆字	国立感染症研究所所長
構成員	石川 晴巳	ヘルスケアコミュニケーションプランナー
	石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長
	磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
	今村 顕史	東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
	太田 圭洋	日本医療法人協会副会長
	大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
	釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	河本 宏子	ANA総合研究所会長
	幸本 智彦	東京商工会議所議員
	小林慶一郎	公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
	清古 愛弓	全国保健所長会副会長
	舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
	中山ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士
	平井 伸治	鳥取県知事
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授

3 議事概要

＜資料1 緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言（案）
についての意見＞

○脇田構成員 提言案に賛成する。その上で、緊急事態宣言解除後の地域における対策の緩和は感染状況がステージⅡ以下で行っていただきたい。ステージⅢになれば直ちにステージⅢ相当の対策を実施することを明確にしていきたい。ステージⅢにおいて実施すべき対策についても見直していただきたい。例えば飲食店に対す

る時短要請、移動の制限、イベントの制限などを明確化していただきたい。

○石田構成員 感染拡大の予兆の確認を行うことは、感染拡大を防止するために重要であると考えます。ただ、必要な場合のまん延防止等重点措置の適用については、罰則規定を伴うものであることから、適用にあたっては慎重に検討することを求める。

○磯部構成員 提言案に特段意見ない。

○太田構成員 提言案に賛成する。緊急事態宣言が解除された地域では、リバウンドを起こさないように、地域の方々に、注意して生活を戻していただく必要がある。そのためには、しっかりとしたメッセージを国、都府県が発する必要がある。

○岡部構成員 提言案に賛成する。その上で、3ページ[Ⅱ]2.の「深掘積極的疫学調査」は初めて出てくる用語なので、意味が分かるよう、注釈で説明を追記すべき。

○釜范構成員 提言案に賛成する。その上で、意見を申し上げる。

昨年の緊急事態宣言において解除の基準は、人口10万人あたり直近一週間の新規陽性者数を0.5とした。現在、各知事から緊急事態宣言の解除を要請されている府県は、この基準にはとても達していない。感染者数の減少が不十分な段階での宣言解除が、早期の感染再拡大（リバウンド）につながることは、多くのシミュレーションで指摘されている。基準はあくまでも一つの目安であり、状況を総合的に判断する必要があるが、特に宣言の前倒し解除の検討にあたっては、①感染防止を目指した慎重な生活様式が、解除により急激に変化する懸念、②変異株についてまだ不明の点が多く、今後のリスクを十分評価できていない、③感染再拡大がおこると、ワクチン接種のために多くの医療人材を確保するのが極めて困難、などの点を十分考慮し、慎重に判断するべきと考える。

○河本構成員 2ページ[I]「リバウンド防止のための日常生活の在り方」の3～5に関連してコメントする。

飲食店の感染防止策を国・自治体が支援する具体策として、業界団体等が業種別ガイドラインの遵守状況を評価して監視する場合に業界団体に助成金を出すなどして、評価や認定の実効性を高めることを目指してはどうか。

例えば、ガイドラインの遵守に取り組み、対策を講じた結果、感染リスクが低いと業界団体が認定した飲食店用にステッカー等を用意し（東京都のレインボーステッカーとの整理は必要）、当該ステッカー等を貼った事業者には営業時間短縮の緩

和などでインセンティブを与える(例：22時まで営業してよい)などすれば、業界団体や飲食店としても取り組みやすく、対策の実効性もあがるのではないかと。

業界団体に加入していない飲食店も数多く存在すると聞いているが、業界団体のリードの下で必要な対策を講じることによって個々の飲食店に営業上のインセンティブが付与されることで、飲食業界全体としての対策の好循環を期待できるのではないかと。

- 幸本構成員 地域経済や企業経営への窮状を鑑みると、今回の緊急事態宣言を最後にしなければならない。オリンピックを控え、宣言解除後に、感染再拡大のリバウンドを生じさせないようにしていくことは、極めて重要である。

このためには、国民、事業者の協力が不可欠であるが、企業経営は我慢の限界に達している。商工会議所会員企業で、すでに年間キャッシュフローの20倍、30倍に達する借入をしている企業も多く、さらなる借入は困難な状況にある。ホテルなど完全休業が難しい業態では、雇用調整助成金の効果も限定的であり、固定費負担で、厳しい経営のかじ取りを強いられている事業者も少なくない。

日常生活の在り方について、宣言解除後、当面の間、感染リスクの高い会食を制限していくのであれば、国及び自治体に対し、飲食店の感染防止策に加えて、しっかり経営を支援していく旨を記載していただきたい。また、中規模以上の事業者から協力金6万円では不足との声も寄せられており、国及び自治体には、至急対応を検討いただきたい。NHKでも報道されたが、東京商工会議所葛飾支部役員の、柴又で8代続いた従業員20人の老舗飲食店の川甚が外出自粛や時短による顧客減少が続き、これ以上店を続けても従業員への退職金が払えなくなることを理由に今年1月末で廃業した。地元への観光客に影響が生じると商店街の人達は心配している。従業員20名となると協力金6万円では対応が難しい現状も見受けられる。こうした事業者は、地域経済社会の担い手かつ観光資源でもあり、廃業されてしまうと、地域にとって大きな損失となる。

生活の在り方について、宴会とともに、卒業旅行なども控える方針であるが、感染防止策を講じた上での会食や、旅行などのヒトの移動そのものによる感染リスクは大きくないように思われる。今後G・O・T・O事業も順次地域の感染状況を見据えてスタートしていくことになるので、関連事業者の納得と協力を得るためにも、科学的根拠に基づき、どのような会食や旅行であれば問題はないという基準を明確に示していく必要がある。

ワクチンという希望の光が差してきたので、高齢者や基礎疾患を有する方々へのワクチン接種状況等を踏まえ、政府として、コロナをコントロール下に置きつつ、社会経済活動レベルを引き上げて、経済回復に繋げていくという将来の道筋を示していただきたい。そのために協力してほしいと、政府からの力強いメッセージが出

され、予見可能性が高まれば、国民や事業者のより積極的かつ効果的な協力が得られると思う。今回の宣言解除がメッセージを発出する絶好のタイミングである。

○小林構成員 提言案に特段意見ない。なお、政府は現在、使用する予定のない簡易抗原検査キットを1千万個以上も保有していると聞けが、もし簡易抗原検査キットの大量保有が事実ならば、資料1の「Ⅱ リバウンドの予兆の探知」のために有効活用すべきではないか。特に、「高齢者施設職員に対する定期的な検査」において政府が大量保有する簡易抗原検査キットを有効活用すべきではないか。簡易抗原検査キットで陽性反応が出た場合はPCR検査で再度確認するという手順にすれば、偽陽性が出る懸念はほぼ解消し、問題はないのではないか。

○中山構成員 提言案に賛成する。特に、3ページにあるリバウンドの予兆の探知と予兆への迅速な対応が大事であることは、繰り返し訴える必要があると思う。

○南構成員 提言案に特段意見ない。

○武藤構成員 3ページ[Ⅱ]2.の「深掘積極的疫学調査」は初出の用語だと思うので、この用語を使うのであれば、注釈で補足説明をするべき。

4ページの1ポツの「人々の意識が変わり」の部分で、何に対するどのような「意識」なのかわかりにくいので、削除してはどうか。また、「疎かになり」と断定するのではなく、「疎かになりやすくなり」としてはどうか。

4ページの3ポツの1行目について、変異株拡大への「懸念」というより「対応」とした方が良いのではないか。また、膨大な「仕事量」というより「業務量」の方が適切ではないか。さらに、2行目のリバウンド防止の目的について、「保健所や医療機関の負荷を軽減しておく」といった形で明示すると伝わりやすいのではないかと。

別紙1の最後の行の「同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで」という表現で、「いつも近くにいる」はわかりにくいとの意見を複数から聞いているので、「同居家族以外では、日頃から身近な人4人まで」といった表現が良いのではないかと。

別紙2の3つ目の「仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。」は、リモートワークができない仕事があることを踏まえ、「可能な限りリモートワークで。」といった表現が良いのではないかと。

別紙3のⅡ.は、別紙1の意見と同じ趣旨で、「Ⅱ.【人数】1グループは同居家族以外では、日頃から身近な4人までとする。」といった表現が良いのではないかと。また、Ⅴ.の「③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体に検討。」は、無症状者も感染させることを踏まえ、「③体調の悪い人や、感染や濃厚

接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。」としてはいかがか。

(以上の意見等を踏まえ、尾身分科会長により提言の文言が確定された。)

<資料2 今後のイベント開催制限等のあり方についての意見>

○脇田構成員 人数上限・収容率要件など、個別のルール設定について、特段の意見はない。その上で、2点意見を出したい。

1点目に、イベントの参加者には、COCOAのダウンロードを徹底する、連絡先の登録を徹底させるなど、感染拡大防止と追跡可能な仕組みづくりを行ってほしい。

2点目に、イベント開催制限に限らず、例えば、飲食店に対する時短要請、移動の制限、イベントの制限など、緊急事態宣言解除後の地域における必要な対策はステージⅡ以下になるまで継続していただくとともに、ステージⅢ相当になった場合には速やかに対策を実施するようにし、サーキットブレーカーとして機能させるようにしてほしい。

○太田構成員 分科会での結論を出すのはやむを得ないが、本来、「段階的緩和」とは、すべてを一律に緩和するのではなく、一部の項目だけ緩和することも考えられる。感染の再拡大を防ぐためには、厳しい措置をなるべく続けるべきであり、国民の感染防止の意識にも変化が生じ得ることを踏まえ、飲食店の営業時間制限が緩和されるならば、当面の間、イベント制限を緩和せず、リバウンドが生じないようにすべきである。あるいは、イベント開催制限を緩和するのであれば、他の制限を維持すべきである。

○岡部構成員 資料に特段意見ない。

○舘田構成員 資料に特段意見ない。

○河本構成員 「エビデンスに基づく緩和」を強調されていることについて、賛同する。原則は示しつつ、イベントの性格や会場等によって、弾力的な緩和がなされることが望ましいと思う。

一方で、3ページ右の欄の「営業時間短縮」についてはエビデンスがあるのか。飲食を伴うイベント(野球場など)は、地域の飲食店の営業時間とそろえて売店を閉めるということはあるかと思うが、大声を出さないクラシックのコンサートの演目を20時まで等と区切る必要はないのではないか。

○幸本構成員 今後のイベント開催について、エビデンスに基づいた対応が強調されていることを評価したい。段階的緩和にあたり、イベント内容や特性に即して、可能な限り制限を緩和していくなど、柔軟な運用をお願いしたい。

○小林構成員 資料に特段意見ない。

○南構成員 資料に特段意見ない。

<資料3 モニタリング検査の実施についての意見>

○磯部構成員 「モニタリング検査」は、感染拡大の予兆をいち早く検知するために拡充して行うものと承知している。

「実施場所」は、その意味では「感染リスクの高い」場所という観点が重要なのは理解しているが、検査の効率性・実効性やアクセスの容易さ、水際対策の重要性等、様々な視点を踏まえて選定されるものかと思ったので、繁華街・歓楽街等の具体的な例示に加え、どのような観点から選定するかを目安も示すとよいのではないか。

○太田構成員 資料に特段意見ない。

○岡部構成員 資料に特段意見ない。

○釜萯構成員 資料に賛成する。

○小林構成員 資料に特段意見ない。

○南構成員 資料に特段意見ない。